

空き家解体費用補助金交付要綱

平成25年4月1日

(総則)

第1条 市内に存する老朽空き家の解体工事に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 老朽空き家 市職員が現地調査を行い、住宅地区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号）第1条第1項の規定により測定された不良度の程度の評点が次のアからウまでに掲げる状況の区分に応じ、当該アからウまでに定める点数以上となる住宅

ア 当該建物外壁面から隣地外壁面又は現状道路中心までの距離が3メートル未満の場合 80

イ 当該建物外壁面から隣地外壁面又は現状道路中心までの距離が3メートル以上6メートル未満の場合 100

ウ 当該建物外壁面から隣地外壁面又は現状道路中心までの距離が6メートル以上の場合 120

(2) 市内施工事業者 市内に本店を有する法人又は住所を有する個人事業者であつて、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可を受けている者又は神奈川県において建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する登録を受けている者

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、自己の所有し、又は管理する老朽空き家の解体工事を行う者（当該空き家の解体工事について所有者から委任または承諾を受けている敷地所有者を含む）のうち、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内施工事業者に解体工事を発注すること。

- (2) 市税を滞納していないこと。
 - (3) 個人にあっては、横須賀市暴力団排除条例(平成24年横須賀市条例第6号)第2条第3号に規定する暴力団員でないこと。
 - (4) 法人その他の団体にあっては、横須賀市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団でないこと及び当該団体の役員が同条第3号に規定する暴力団員でないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該補助事業について次に掲げる要綱に基づく補助金の交付を受けた者については、この要綱による補助金は交付しない。
- (1) 旧耐震空き家解体補助金交付要綱（平成30年4月1日制定）に基づく補助金
 - (2) 子育てファミリー等応援住宅バンク補助金交付要綱（平成27年4月1日制定）第3条第2号に掲げる補助事業に対する補助金
(補助対象経費等)
- 第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、老朽空き家の解体工事に係る経費とする。ただし、次に掲げる費用を除く。
- (1) 当該老朽空き家と同じ敷地に存する別棟車庫、別棟物置、離れ、浄化槽等の地下埋設物、塀、植栽等の移設、撤去又は除却に要する費用
 - (2) 当該老朽空き家内部の家具家財及び残置物の処分に要する費用
 - (3) 撤去又は除却の後に行う敷地の盛土、舗装及び柵、塀等の設置に要する費用
 - (4) 事務手数料及び登記等に要する費用
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、補助対象事業としない。
- (1) 解体工事により発生した廃棄物等を敷地内に残置する契約内容となっているとき
 - (2) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めるとき
(補助金の額)
- 第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の額から消費税額及び地方消費税相当額を控除した額を2で除して得た額に相当する額
(1,000円未満の端数は切り捨てる。)とし、35万円を限度とする。
- (交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、当該補助事業を実施する年度の1月25日(その日が日曜日又は土曜日(以下「日曜日等」という。)に当たるときは、その日前で最も近い日曜日等でない日)までに補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。ただし、当該空き家の解体工事について所有者から委任又は承諾を受けて敷地所有者が申請する場合は、委任又は承諾を受けていることが確認できる書類を添付すること。

- (1) 老朽空き家の所有者又は管理者が確認できる書類
- (2) 老朽空き家の位置図
- (3) 解体工事着手前の老朽空き家の現況写真
- (4) 解体工事の見積書の写し
- (5) 氏名、氏名のふりがな、住所、生年月日及び性別(以下「氏名等」という。)を記載した書類。ただし、補助金等交付申請書に氏名等の記載がある場合は、省略することができる。
- (6) 法人その他の団体にあっては、当該団体の役員の氏名等を記載した一覧表
- (7) その他市長が必要と認める書類
(実績報告)

第7条 規則第10条に規定する実績報告書は、次に掲げる書類を添付して、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月15日(その日が休日(休日を定める条例(平成元年横須賀市条例第10号)第1条第1項に規定する休日をいう。以下この条において同じ。)に当たるときは、その日以前で最も近い休日でない日)のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 解体工事費用を支払ったことが確認できる書類の写し
- (2) 解体工事の工程写真及び解体後の敷地の写真
- (その他の事項)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市部長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。